

## ふたのワンポイントレッスン

～Vol.9 業務遂行状況の点検管理

(1) 登録・届出・資格有効期限管理について ～

代協会員の皆さまが実効性のある「自己点検」が実施できるように「代理店自己点検レベルアップ講座」の内容に沿ったテーマをシリーズで、昨年7月より毎月配信しています。

<https://www.nihondaikyo.or.jp/guideline/17333/>

社内点検者のレベルアップに是非ご活用ください。

\*\*\*\*\*

今回は、業務遂行状況の点検管理のうち、(1) 登録・届出・資格有効期限管理について、説明します。

登録・届出の内容や資格有効期限を適切に管理する目的は、無登録・無届募集や無資格募集を未然防止することです。

ここでは、次の4つの項目内容について、点検・確認します。

- 代理店登録
- 募集人届出・確認
- 募集人届出・要件（契約形態）
- 募集人届出（法人代理店の点検項目）

点検結果が「適正」となるためには、どのような体制整備が必要か、特に重要な項目について確認していきましょう。

代理店登録状況確認：財務局等に届け出ている代理店の登録事項が現状と相違ないか。

代理店登録事項は、遅滞なく適正に登録できる管理体制の整備ができているか確認します。また、現状と登録内容が一致しているか確認します。

以下の登録事項が現状と一致しているか確認します。

- ・個人代理店の場合:店主氏名(注)、事務所所在地、他の業務
- ・法人代理店の場合:筆頭者・筆頭者以外の代表者(在籍状況、氏名(注)、商号、事務所名称、事務所所在地、他の業務

(注)旧氏(旧姓)を使用している場合、旧氏(旧姓)についても登録する必要があります。

☞所属保険会社が提供する代理店システムの登録情報画面や登録内容が記載された帳票等を、個人代理店の場合は住民票の抄本等、法人代理店の場合は商業登記簿謄本等と照合し、登録事項の変更を適切に行っていることを確認します。

☞法人代理店の場合は、一定期間登記事項の変更を行っていないとみなし解散登記の対象となることにも注意が必要です。

募集人届出：財務局等に届け出ている募集人が現状と相違ないか。

募集人届出（登録）事項を登録する体制が整備されているかを確認します。

また、現状と登録内容が一致しているか確認します。

保険募集に従事する役員・募集人として財務局等に届け出ている者が、実際に保険募集を行っている者と一致しているか。また、氏名(旧氏(旧姓))を使用する場合、旧氏(旧姓)を含むに変更が生じた場合、届け出ているか確認します。

☞所属保険会社が提供する代理店システムの募集従事者情報画面や募集人の状況が記載された帳票等と照合します。

募集人届出・要件（契約形態）：財務局等に届け出ている募集人が、募集人としての所定の要件を充足しているか。

役員・募集人が所定の要件(勤務および「雇用・派遣・出向・役員」のいずれかの形態)を充足する体制（テレワークを含む）となっているか確認します。また、現状充足しているか確認します。

この点検項目は、店主のみ代理店の場合は対象外です。

募集人の要件は、雇用契約書、派遣契約書、出向契約書、登記簿謄本などの書類を確認し、要件が満たされているか確認します。

また、募集人(新たに届け出る者および現在届け出ている者いずれも該当)は、以下の要件を充足しているか確認します。

ア.保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者である。

イ.募集人のうち、役員を除く使用人については、上記ア.に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である。

ウ.他の保険代理店または損害保険会社における募集人ではない。

エ.有効な損害保険募集人一般試験「基礎単位」を保有している(ただし、自賠責保険、原子力保険、貨物海上保険、運送保険または船舶保険のうち、これらの種目のみを委託する代理店の募集人を除く)。

募集人届出：代表権を有する役員が、役員退任後も引き続き保険募集を行う場合、募集人届出を行っているか。

前代表者(筆頭者以外の代表者を含む)が退任後に保険募集に従事する場合は、募集人の届出を行っているか確認します。

また、代表権を有する役員の退任時の届出(登録)が適切に行われる管理体制を整備しているか確認します。また、現状正しく届出(登録)が行われているか確認します。

募集人届出：法令上、募集人として届け出ることができない者を届け出していないか。

法人の監査役、会計参与および指名委員会等設置会社の執行役を兼ねない取締役を、募集人として届け出していないか確認します。また、募集人がこれらの役職に就任する場合には、募集人の廃止を届け出ているか確認します。

また、役員・募集人として届出(登録)できない者(監査役、会計参与、委員会設置会社の執行役員を兼務しない取締役等)を届出(登録)しない管理体制を整備しているか確認します。また、現状正しく届出(登録)されているか確認します。

この項目では、募集人登録できない職務の方が募集人登録されていないか、登記簿謄本や組織図などを確認します。

点検内容を十分に把握し、その視点に立った社内点検の実施や定期的な確認・チェックの実施は、体制整備において現状を把握するうえで、最も重要です。

積極的に実施してください。

作成：日本代協アドバイザー 日本創倫株式会社 代表取締役（CEO）山本 秀樹

配信：日本代協事務局